

議案第47号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、大学等における修学の支援に関する法律施行規則等が改正されたことに伴い、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

1 改正の内容（多子世帯に該当する範囲の拡大）

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の改正により、新たに特定親族特別控除である子が多子世帯支援の対象となりました。

これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する範囲を国が認める範囲に拡大します。

<多子世帯の子どもとカウントする対象一覧（以下の太枠の範囲が変更分）>

令和7年12月31日時点の年齢	扶養される子どもにカウントされる年収
23歳以上 ※これまでの扶養親族	123万円以下（給与収入） 58万円以下（合計所得金額）
19歳以上23歳未満 ※ <u>特定親族特別控除（税制改正）</u>	123万円以下→160万円以下（給与収入） 58万円以下→95万円以下（合計所得金額）
19歳未満 ※これまでの扶養親族	123万円以下（給与収入） 58万円以下（合計所得金額）

2 施行期日

令和8年10月1日

港区奨学資金に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (奨学金の給付額及び給付期間) 第三条の二 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給又は法第四条第一項の規定による授業料の減免（以下この項において「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。 一 (略) 二 多子世帯（生計維持者の扶養親族等（当年度分（四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村民税に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（当該区市町村民税の所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二	(前略) (奨学金の給付額及び給付期間) 第三条の二 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給又は法第四条第一項の規定による授業料の減免（以下この項において「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。 一 (略) 二 多子世帯（生計維持者の扶養親族（当年度分（四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村民税に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、当該区市町村民税の所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二

百二十六号)第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。)の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この号において同じ。)(当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者)である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族としている生計維持者の年長者である者(生計維持者のいずれかの子である者を除く。)(及び生計維持者のいずれかの尊属である者を除く。以下この号において同じ。)(及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。)(における生計維持者の扶養親族等である者又はこれに準ずる者として区長が認める者 別表第二 2 4 (略) (後略) 付 則 この条例は、令和八年十月一日から施行する。	二十六号)第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。)の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者)をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者(生計維持者のいずれかの子である者を除く。)(を除く。)(及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。)(における生計維持者の扶養親族である者 別表第二 2 4 (略) (後略)
--	--